

花巻市再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する条例（素案）に関するパブリックコメント

応募意見に対する市の考え方

No.	頁	章	条	意見の内容	市の考え方	反映
1				<p>基本的な考え方についてお聞きします。</p> <p>①再生可能エネルギーの制度を利用したお金儲けの為、事業は如何のものです。本来の法律趣旨から外れるのでは？</p> <p>②地域の財産である太陽エネルギー等を、ミス地域外の大資本に持って行かれるのは如何なものですか。百歩譲って、地域経済には殆ど貢献しないこの種のエネルギービジネスを、本格的に導入させるのなら、何らかの形で地元還元する（例えば、地域エネルギー会社等）制度設計が必要では無いですか。</p>	<p>①について 2020年10月に国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言。2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記した「改正地球温暖化対策推進法」が2021年5月26日に成立しました。</p> <p>国は脱炭素の実現には再生可能エネルギーの活用が不可欠として、主力電源として最優先の原則のもと最大限の導入を強力に推進する政策・施策を示しております。</p> <p>当市としては、再生可能エネルギーの利用の普及及び拡大を推進しつつ、再生可能エネルギー発電設備に直接的又は間接的に起因する土砂災害その他の災害の発生のおそれ又は景観資源、自然環境若しくは市民の生活環境等に及ぼす影響に鑑み、市内に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合の手続き等について規定しようとするものです。</p> <p>②について 再生可能エネルギー発電事業の実施に係る地域への貢献・還元につきましては、雇用の創出など様々なことが考えられますので、今後、事前協議の際の参考とさせていただきます。</p>	—
2	2頁	第1章	第2条	<p>今回の届出対象の事業について、太陽光、風力、地熱と記載しているが、水力発電事業とバイオマス発電事業は、規制対象にならないのですか。</p>	<p>届出対象の再生可能エネルギー発電事業に太陽光、風力、地熱を選定した理由は、花巻市内で想定される再生可能エネルギー発電事業のうち、今後設置された場合、災害や自然環境及び生活環境に与える影響が大きい発電事業と考えたものです。なお、設置場所については太陽光は市内全域、風力は奥羽山脈と北上山地沿い、地熱は花巻温泉郷を想定しております。</p> <p>なお、水力発電については設置される場所が限定され、災害や自然環境及び生活環境に与える影響が小さいこと、バイオマス発電については（木質系、農業・畜産系、建築廃材系（汚泥含む））、すでに1社稼働しており今後普及する見通しが低く、災害や自然環境及び生活環境に与える影響が小さいと考えました。</p>	—

No.	頁	章	条	意見の内容	市の考え方	反映
3	4頁	第2章	第7条	届け出に関し、暴力団関係の企業、及び外国資本等の事業者に対する届出規制は、お考えでしょうか。無制限に緩めると、後々大変なことになります。	第7条第1項では、事業者は該当する再生可能エネルギー発電事業の事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届出なければならない規定としております。 それを受け規則で、第7条第1項の規定による届出は、事業計画届出書に暴力団等に該当しないことの誓約書などを添付し行うこととしております。	規則に委任